

2. 最近の事例から見るポイント

ニセモノ商品による被害者に対する、真正品メーカーの責任(除外事由①)

江蘇省南京市中級人民法院民事判決書((2013)宁民终字第1402号)

【事案の概要】: 事故日=2011年2月2日

- ✓ X社製と表示された花火をA氏が旧暦大晦日に使用したところ、これを見ていた隣人Y氏の右目に破片が入り受傷。後遺障害8級・片目失明。
- ✓ この花火は、C氏が花火販売所で購入してB氏に渡し、B氏がA氏に販売したものであったため、Y氏は、X社とA～C氏を共同被告として提訴。
- ✓ **この花火には、X社が生産者として表示され、製造物責任保険が付保されている旨が記載されていた。**
- ✓ X社は一審審理に欠席したため、一審はX社の賠償責任を認め、その他の請求を棄却。
- ✓ **その後、二審での審理において、X社は、X社が当該製品を生産したことがない旨の証拠を提出した。**

2. 最近の事例から見るポイント

ニセモノ商品による被害者に対する、真正品メーカーの責任(除外事由①)

【争点】

1. X社は、事故製品の生産者であるか否か

【裁判所の判断】

1. 以下の証拠に基づき、**X社が生産者であるか否かには合理的な疑いがあるとして、一審判決を覆し、X社の賠償責任を否定。**
 - ① X社が提出した、工商局、安全生産局、保険会社の証明書。
 - ② X社が提出した録音資料。(正規品より非常に安く、また正規の仕入ルートによらず仕入れられたニセモノ商品であることの証明)
 - ③ 裁判所の販売所での実地調査結果。(販売所の責任者はC氏がこの販売所で花火を購入したことを否認。)
 - ④ Y氏らが事故製品が真正品であるかの鑑定を申請しなかったこと。

2. 最近の事例から見るポイント

長期間の使用後に生じた事故(メンテナンスに関するメーカー責任)

江蘇省南京市中級人民法院民事判決書((2013)宁民终字第3348号)

【事案の概要】 事故日=2010年12月14日

- ✓ X社は、大型タンク車のメーカーである。
- ✓ Y社は、2003年11月にA社が購入した大型タンク車を、2009年3月にA社から譲り受けた。
- ✓ 2010年12月、Y社の運転手B氏がタンク上部で作業していたところ開閉カバーの取っ手が断裂してB氏は車上から落下し、**脊髄損傷(四肢麻痺を伴う)などの傷害を負い、後遺障害1級の認定を受けた。**
- ✓ その後の**鑑定機関の鑑定により**、断裂した部品の溶接構造設計に欠陥があるとされた。なお、X社の製品説明書では、このタンク上部の開閉カバーの品質保修期限は6ヶ月とされていた。
- ✓ Y社はB氏に対して90万元を支払い、X社に対して賠償を求めた。

2. 最近の事例から見るポイント

長期間の使用後に生じた事故(メンテナンスに関するメーカー責任)

【争点】

1. 部品の溶接構造設計に欠陥があったとした鑑定内容
2. Y社の損害範囲の認定
3. X社とY社との間の責任分担

【裁判所の判断】

1. 鑑定結果を覆す資料はなく、鑑定結果は正当である。
2. Y社がB氏に対して支払った金額は、B氏が享受すべき労災待遇として支払われるべき金額を超えておらず、全額を損害範囲とする。
3. **当該部品の品質保修期限が6ヶ月とされていても**、X社はユーザーに必ず一定期間内に部品交換するよう要求はしておらず、**設計寿命が到来した時点でユーザーに通知すべきである**。Y社側の車両のメンテナンス不備等から、結論として、X社の責任割合を50%と認定。

4. 民事紛争事例

海外でのリコールについての損失負担

山東省青島市中級人民法院(最高人民法院公報2013年第11期掲載)

【事案の概要】

- ✓ 2008年1月、Y社(外国法人)はX社(中国法人)から、電話機(HISENSE GSM携帯)5000台を1台28米ドル(計約102万元)で購入した。
- ✓ 2008年7月、X社は米国においてGSM携帯電話の認証を取得。
- ✓ 2009年6月、電話機をトルコに輸入したところ、**トルコにおける安全基準を満たさないことが判明した。**
- ✓ 2009年8月、トルコの政府機関からY社に対して行政処罰決定が出され、市場に供給された電話機のリコール等が命じられた。
- ✓ リコールは既に完了し、回収された製品はトルコのY社倉庫内にある。
- ✓ なお、原告は2009年2月時点で自ら鑑定を行ったうえ、自発的にリコールを行うことを決定している。(トルコの政府機関による命令より先行。)

4. 民事紛争事例

海外でのリコールについての損失負担

【争点】

1. トルコにおける製品安全基準を満たさなかったことは「欠陥」か。
 2. リコールを実施した場合における責任負担。
- ※ なお、本件ではY社は製品代金の返還のみ要求している。

【裁判所の判断】

1. 国境を跨ぐ取引で輸入者が製品リコール責任を負担した後、製造者に民事責任を追及するときは、**売買契約書を主要な依拠とする。**本件ではY社は展示会の展示品に基づきごく簡単な契約しか締結しておらず、本件の状況からすると**双方ともに責任がある。**
2. 輸入者が市場投入前に慎重に関係基準を満たすかを検討すべきであること、一方で、製品にシステム上の欠陥がありその危険性についての明確な評価意見があること等から、**X社とY社がそれぞれ60%、40%の責任を負担すべき。(但し、返金部分のみ。)**